

県立病院における職員定数増員及び職員採用の手順

衛生部県立病院課

職員数を増員する場合の条件

以下のとおり様々な条件及び手順があるため、適時迅速な人員確保が難しい状況にある。

採用前々年度に職員定数の見直しが必要になる。(なお、県で行政改革に取り組んでいる現在、定数増は極めて困難な状況である。)

定数の増員が認められた場合は、採用前年度に採用試験等を行う。

上級職(薬剤師、管理栄養士等)及び中級職(診療放射線技師、臨床検査技師)は人事委員会で行う一次、二次試験を経なければ採用できない。

採用試験は年1回とされており、随時採用はできない。

病院以外に保健所等の現地機関へ配属になることもある。

地方公務員法の規定に基づき、採用から6月間は勤務状況を調査・評定する。

この期間の勤務状況等が良好な場合に正式採用となる。

職員採用までに要する時間

現状では、採用までに約1年6月(正式採用まで約2年)かかる。



定数管理・条件付採用・年1回試験採用といった制度運用を行わなければ、約1年程度(随時採用を行えば約6月程度)に短縮も可能と考えられる。

(参考：本県の職員採用までの手順)

時期	内 容	病院	衛生部	人事課・行革課	知事	人事委員会
前々年度	~ 8月	組織・定数要望の照会	←			
	9月	各病院からのヒアリング	→			
	10月	部局の組織・定数要望		→		
	11月	行政改革課ヒアリング		←		
	12月	査定・結果内示		↔	↔	
	3月	条例改正(定数上限の改正の場合)		←	→	→
前年度	4月	職員採用計画等検討・協議		↔	↔	人事委員会
	5月	薬剤師等(上級職) *募集 放射線技師等(中級職) 看護師等				上級職 ・募集
	6月	*採用試験		看護師等		・採用試験
	7月	↓		・募集		・合否決定
	8月	*合否決定 ・募集		・選考考査		中級職 ・募集
	9月	・採用試験		・合否決定		・採用試験
	10月	↓				・合否決定
	11月	・合否決定				
当年度	3月	国家試験 合格発表				
	4月	新採職員 採用辞令				
	~ 9月	条件付採用期間	調査・評定			
	9月	審査職員 勤務状況報告	→			
10月	正式採用					

県立病院における医療機器導入の手順

衛生部県立病院課

県立病院が医療機器の導入等を行う場合、病院での意思決定から導入までに下表のとおりの手順と期間を要する。(300万円を超える場合、県の重要機械類審査委員会の審査を経なければならない。)
 その間、当該医療機器を用いた診療ができないことで、患者にとっての不利益と、病院にとっても診療による収入が得られないことによる不利益が生じる。
 また、病院からの予算要求が査定等により認められない場合は、導入までにさらに長期間を要する。

時期	内 容	病院	県立 病院課	財政課	知事	議会	納入 業者
前 年 度 以 前	4月	【医療機器導入必要性】 ・新たな医療需要 ・既存機器の老朽化 等					
	5月						
	6月	院内予算要求			県立病院であることにより 要すると考えられる部分		
	7月	院内担当委員会等での導入決定					
	8月	予算編成資料提出					
	9月	県立病院課査定					
	10月						
	11月	財政課査定					
	12月						
	1月	知事査定					
	2月	予算案議案提出					
	3月	予算案議決					
	当 年 度	4月	重要機械類審査委員会 (300万円以上)				
5月		公告					
6月		入札・落札・契約					
7月		導入準備(1～数ヶ月)					
8月		契約から稼働までの期間は、医療機器により長短がある。					
9月							
10月							
11月		稼働					
12月							
1月							
2月							
3月							